



※児童在学中は大切に保管下さい

連雀学園 三鷹市立南浦小学校PTA
令和8年3月改定

もくじ



P T A って何のために、何をするの？	1
P T A 関係図	3
P T A 役員 の 役割	4
やってみ隊のご紹介	5
地域の輪	6
三鷹市青少年対策南浦地区委員会（青少対）	7
三鷹市交通安全対策南浦地区委員会（交通対）	8
連雀地区住民協議会（連雀住協）	9
校外・避難所委員会	10
P T A 規約	11
南浦小 P T A のあゆみ	



※本冊子に掲載の内容は令和8年3月31日現在のものであり、
現況と異なる場合があります。

※一部ページを大沢台小学校「P T A のトリセツ」から引用させていただきました。

PTAって何のために、何をするの？



「PTAの存在は知っているけど、何をしているのか正直分かりません。」
 「学校行事のお手伝いみたいなことをするのは知っているけれど、本当に必要なの？」
 「よく分からないし、とにかく大変なんでしょう？」

こちら、PTAに対してよくいただくご意見です。
 確かに、「PTAとは何なのか」をきちんと説明する場があっても、口頭や細かく難しい文章での説明のみで、**分かりやすい・納得できる説明**になっていない場合があります。

また、これまでのPTA活動への関わり方の違い(例えば、役員と一般会員)では、PTAに対する**温度感も違う**ことが多く、個人の思いや先入観が邪魔をして、説明する側・受け止める側、**お互いうまく意見が伝わらない**こともあります。

そういった説明が足りない部分やモヤモヤを払拭するため、少しでも参考にしていただきたく、このコーナーを作りました。



PTAって何のための組織？

では、もし**PTAが存在しなかった場合**、どうなるのでしょうか？

PTAが存在しなかった場合・・・

地域住民として
子どものために
関わりたいが
どうすれば？



地域



問題のある先生がいて
子どもが心配！



壁



保護者

連携するための窓口がなく、
個別対応になりがち！



家庭の意見も
聞きたい！



教職員

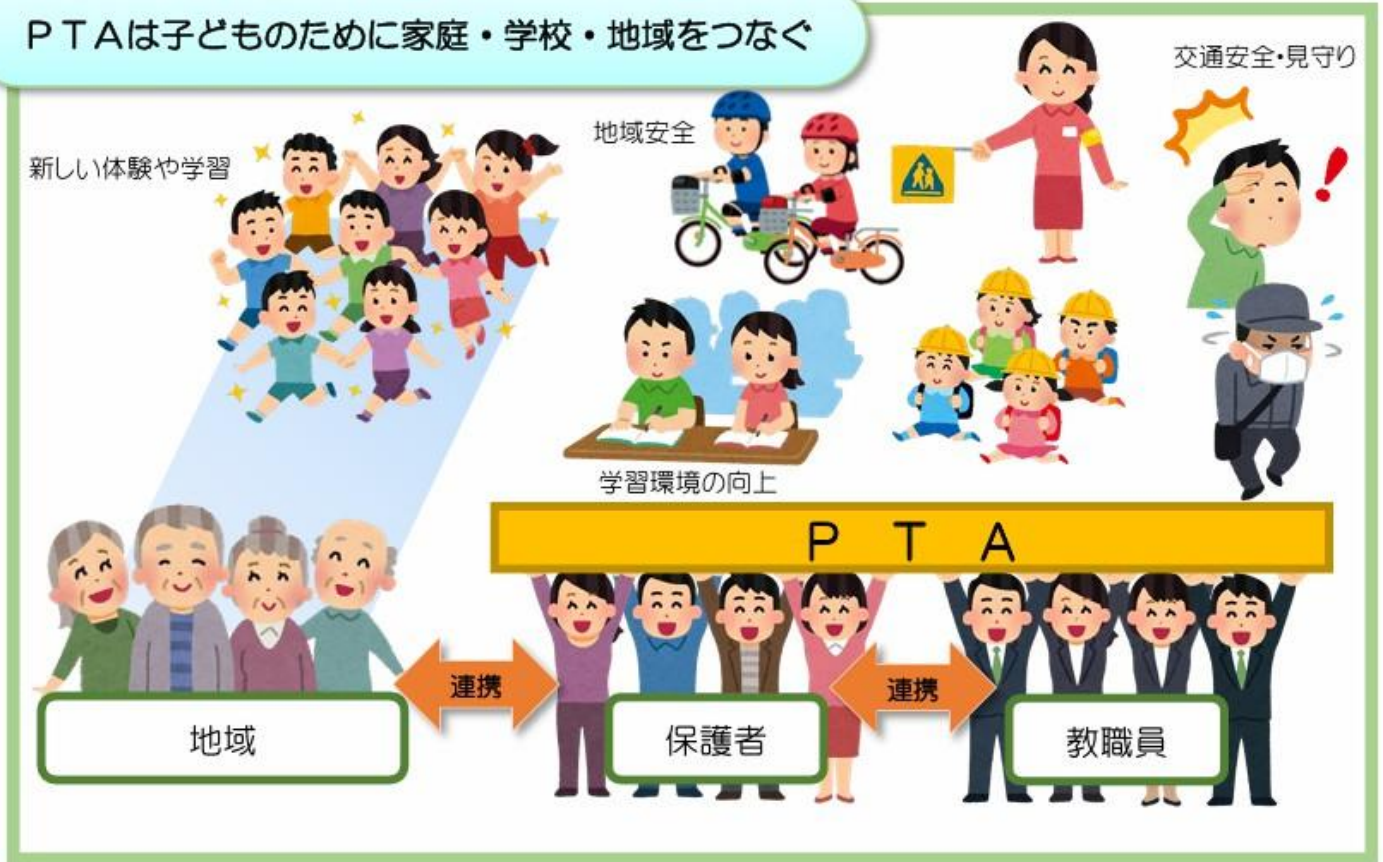
余力がない！

家庭・学校・地域が連携できない ⇒ 子どもの学習環境がアップデートされない！



P T Aがない場合だと、保護者の方や地域の方、先生たちの様々な思いがあっても、連携が弱くて、子どもたちの学習環境がうまくアップデートされないようです。P T Aがあることで、実はちゃんと子どものためになっているのです！

P T Aは子どものために家庭・学校・地域をつなぐ



言いたいことは分かるし、子どものためになるのはうれしいけど、入会する人によってできること、できないことがあるでしょう？
役員や委員をやらされると大変そうだし、保護者負担が大きいのでは？

P T Aの活動は、あくまでも「できる人ができる範囲で」行うことが基本です。その年の協力金の集金額や、実際に活動を行う人の数やスキルによっても活動範囲が変動します。

また、参加してみて「子どものことがもっと分かった」「ママ友・パパ友ができた！」と、負担よりメリットを感じる方もいらっしゃるんですよ。

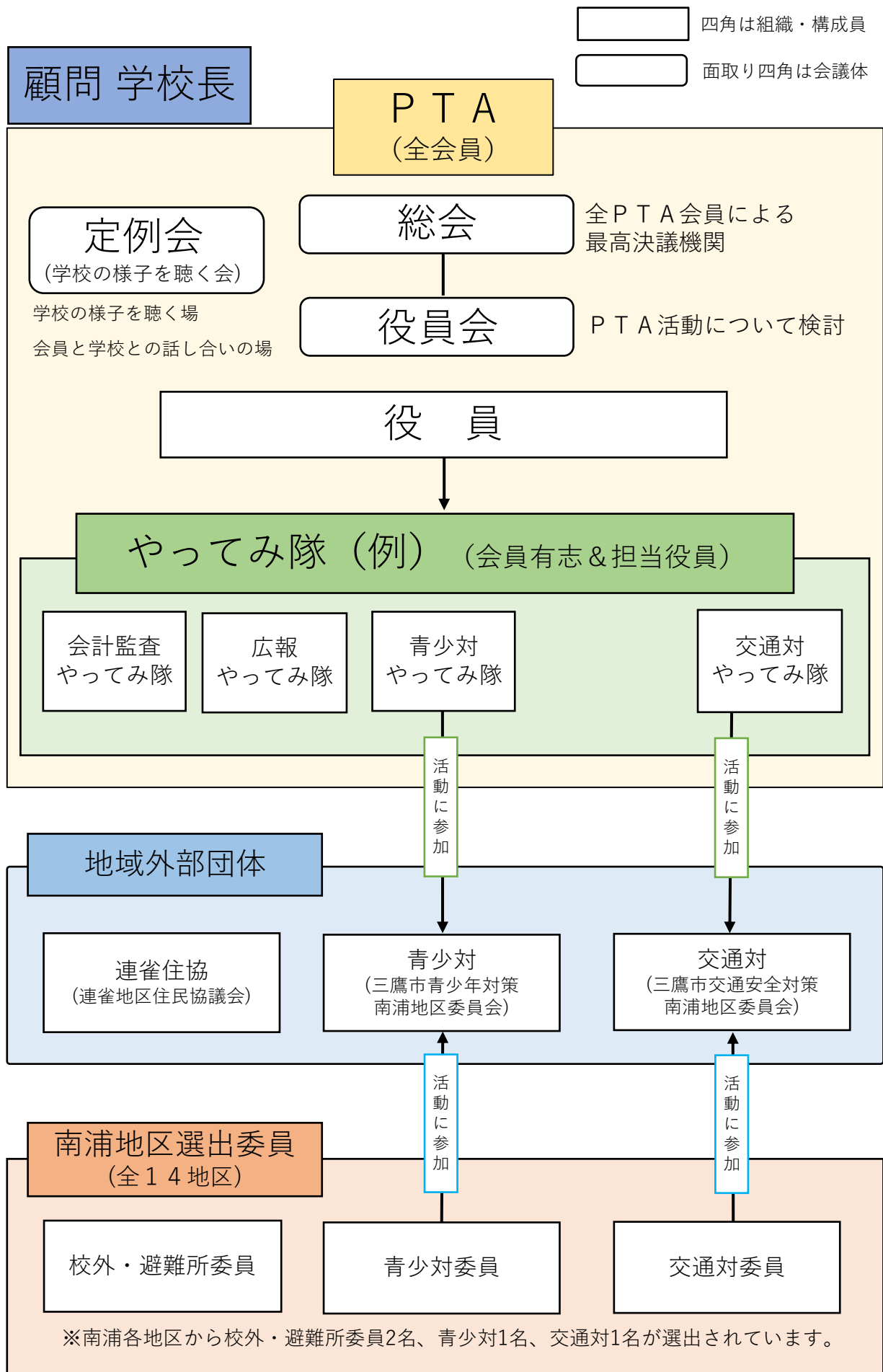


えっ！活動範囲まで変わっちゃうの？

そうなのです。専門職ではない一般保護者が毎年違うメンバーで運営しているので、レベルの高い運営を完全に実現するのは、とても難しいのです。しかし、毎年少しずつではありますが、負担が少なく活動しやすい仕組みづくりを進めています！



南浦小 P T A 関係図



実は年々アップデートを続けている

意外と
知らない

PTA役員 の 役割

PTA役員は会員を代表して会議や行事の運営を行い、学校行事にも協力します。
青少対・交通対・連雀住協等を受け持ち、常に変化を続けています。

各役員 の 役割



会長

会長は本会を代表し総会、役員会、定例会を招集します。
各会議の司会進行をし、会員からの意見をとりまとめます。
P連常務理事会及びその他会議に出席します。

※会長・副会長は、地域の外部団体との窓口も担当します



副会長

副会長は会長を補佐し、必要に応じて代行を務めます。会議や行事に会長の代理として出席することもあります。担当するPTA主催行事の企画・運営を行うほか、校外・避難所委員会を代表して、その運営や活動にも携わります。



書記

書記は、役員会その他の議事を記録し、運営に必要な書類を作成・管理します。



会計

会計は、協力金の集計を行い金銭収支を管理・記録し、予算案を作成します。

会議の種類

定期総会

議案書（前年度の活動報告・会計報告、今年度の活動計画案・予算案等）を作成・案内。
総会(書面決議を含む)の開催・進行は、役員が行います。終了後、報告書を発行します。

役員会

運営その他の必要事項の審議、定例会の打ち合わせや準備を行います。

定例会(学校の様子を聴く会)

会員と必要事項の審議を行います。

やってみ隊のご紹介 (例)

会員から有志で募集します。やってみ隊にはそれぞれ担当のPTA役員がおり、引き継ぎや外部団体との窓口を行いますのでご安心ください。
やってみ隊の募集や活動内容は年度によって変わります。

地域のために



青少対やってみ隊

若葉通りの花植えや、「花火の夕べ」といった青少対主催のイベントの運営等を行います。



交通対やってみ隊

交通安全教室や春と秋の交通安全運動で、子どもたちの登校を見守る立ち番等を行います。

学校のために



広報やってみ隊

PTA広報誌先生紹介号の作成をします。広報誌作成に伴う写真撮影や取材等を行います。



会計監査やってみ隊

1学期に1回、PTAの会計が正しく行われているかチェックします。

青少年対策南浦地区委員会は「青少年に良い環境を！」

のスローガンのもと、地域の子どもたちの健全育成を目的に、市より委嘱され活動するボランティア団体です。地域で安心して育ていけるよう、ふるさと南浦を愛する気持ちを持ってもらえるようにと願っております。保護者の皆様には多くの行事にかかわり、ご参加いただき、我が子のみならず南浦の子どもたちとふれ合い、共に楽しい時間をすごしていただきたく思います。



主催行事

() は活動時間の目安

花火の夕べ〈7月〉

南浦小に夏休みを告げる行事です。
夕方から夜にかけ、校庭で手持ち花火を楽しみます。
友達や家族と一緒に参加することができます。
(3 時間程度)

卒業を祝う会〈2月〉

6年生対象のお楽しみ企画です。門出をお祝いして、思い出に残るイベントを行います。
(2 時間程度)



花植えと水やり 〈6月・9月・12月・3月〉

花と緑のまち三鷹創造協会からいただいたお花を、若葉通りのプランターに移植します。通年の水やりはPTAと協力して行います。
(30分～1時間程度)



協力行事

連雀コミュニティまつり〈10月〉

連雀地区住民協議会主催のコミセンまつりの当日の手伝いをします。事前打ち合わせ会があります。(半日程度)

連雀地区防災訓練〈10月〉

年1回開催される連雀地区の防災訓練に参加します。(1時間程度)

その他

※委員の皆様には年度初めに
参加行事アンケートをとらせて頂きます。

- ・ 総会 (5月) ・ 定例会等は年1～2回
- ・ 親睦を図る目的もある研修会は2学期に。体験学習や施設見学などが中心です。
- ・ 一年の活動をまとめる広報紙の発行。

交通対とは、三鷹市交通安全対策南浦地区委員会が正式名称です。

目的・・・ 三鷹市長より委嘱を受け、学校、PTA、市役所内の都市交通課や三鷹警察と協力して、南浦小学校地区の子供たちの安全を守るため活動する団体です。

構成・・・ 学校・町会・自治会・南浦小PTA・校外地区委員・一中PTA・保護者のOB・OGなど

活動・・・ 子どもたちの交通安全の為の施設整備と教育

『皆で皆の子どもを守る』という大きな輪を作り、活動しています。

交通対の仕事(全委員参加)

■ 1年生交通安全教室

1年生児童の誘導と安全指導

■ 交通安全教室・3年生自転車教室

登校時と下校時の立ち番・校庭模擬道路での安全指導・児童の誘導
模擬道路のライン引き

自転車点検の補助・集計

■交通安全標語コンクールの実施

■ 交通安全週間時の立ち番・電柱幕の設置（各地区で一人代表を決め、立ち番の当番表を作ります）

登校時の立ち番（9月と4月）

ストップマーク・のぼり旗の交換

依頼を受けている仕事（担当者のみ行事のお手伝いに参加します）

*防災訓練

連雀地区住民協議会主催の防災訓練のお手伝いです。

市内の小学校で実施。訓練に来る方の交通整理を依頼されます。

*連雀コミュニティセンターまつり

連雀地区住民協議会主催の秋まつりです。当日の交通整理などを依頼されます。

（依頼内容は昨年度を参考にしています。変更になることがありますのであらかじめご了承ください）

参加行事

■ 交通安全コンサート・パレード 任意参加

三鷹市・三鷹警察などが主体になり実施する交通安全コンサートやパレードに参加します。

■ 交通安全の集い 任意参加

三鷹市・三鷹警察などが主体になり実施する交通安全の集いに参加します。

連雀地区住民協議会

～略して連雀住協(れんじゃくじゅうきょう)とは～

目的

…連雀地区の住民がコミュニケーションを図り、お互いに協力しあって、より住みよい地域づくりをしていくために活動。

活動

…連雀コミュニティ・センターを主な拠点として活動。

主な行事…

○ 連雀コミュニティまつり

地域の住民の交流をとおして明るく住みよい地域づくりを目的に、毎年秋頃に行われます。連雀コミュニティ・センターを利用している自主グループの発表、園児・小・中学生の作品展示や発表があります。

○ 防災訓練

連雀地区内の小・中学校などが参加し、毎年秋頃に行います。

○ 防災講座

連雀コミュニティ・センターおよび三鷹市役所等と連携して、災害発生時に学校施設をどう利用するのかを学ぶ講座を行います。

○ 普通救命講習会

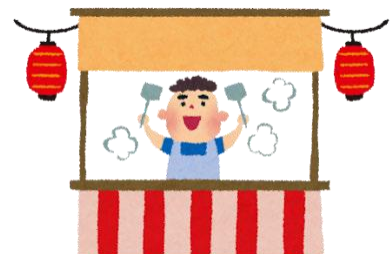
市内全小中学校に設置されている AED（自動体外式除細動器）の使用方法を含め、いざという時のための一般的な救急救命の講習会を行います。

構成

…会長・副会長のもとに、6つの部会と3つの委員会など、連雀コミセンを活動の拠点としている自主グループのメンバーや、地域の市民ボランティアのみなさんで構成されています。

*詳しくは、三鷹市連雀地区住民協議会のホームページをご参照ください。

(URL <https://www.mitaka-cc.jp/reniaku/index.html>)



校外・避難所委員会

校外地区とは

南浦小学校では、学区域を14の地区に分け、様々な地区活動を行っています。

みたか子ども避難所とは

子どもたちが、登下校時や放課後など、学校の外で不審者に被害を受けそうな時に、一時的に駆け込ん避難できる場所として設置されています。

保護者宅の他、公共施設、商店、一般の家庭にも避難場所として登録いただいています。

三鷹市・三鷹市教育委員会・三鷹警察署・PTA連合会・青少対・交通対が協力して運営にあたっています。



目的・・同じ地区に住む子どもたち・保護者たちで構成された地区活と、「みたか子ども避難所」による、安心・安全な町づくり

活動・・防犯ポスターの掲示・管理
地区の親睦活動（レクリエーション）登校時の見守り
南浦小地区「みたか子ども避難所」管理・運営
「南浦小地区みたか子ども避難所だより」の発行 他

構成・・校外・避難所担当副会長（PTA役員）
校外・避難所委員（地区選出）
全家庭の保護者



活動理念・・校外・避難所活動により、地区の交流を深めます。また、地域全体で子どもたちを見守り、安心・安全な町づくりを目指します。

連雀学園三鷹市立南浦小学校 P T A 規約

第一章 名称

第1条 本会は、連雀学園三鷹市立南浦小学校 P T A といひ、所在地は南浦小学校（東京都三鷹市下連雀9-9-1）内に置く。設立年月日平成17年4月1日

第二章 目的

第2条 本会は、保護者と教員がお互いに協力し、家庭と学校と地域における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第三章 活動内容

第3条 本会の活動内容は次の通りである。

1. 家庭・学校・地域において、児童が心身ともに健やかに、また幸せであるように努める。
2. 会員相互の親睦を図るとともに、研修を通して教養を高める。
3. 学校に関係の深い地域の教育と生活環境の向上に努める。
4. 本会の目的達成のために必要な活動の事業を行う。

第四章 活動方針

第4条 本会の活動方針は次の通りである。

1. 本会は、会員全体の意思に基づいて運営され非営利でいずれかの思想・宗教及び政党にかたよらない。
2. 本会は、児童の福祉のために働く社会的活動などと力を合わせる。
3. 本会は、学校と教育面で意見を交わし協力するが、人事等管理事項には立ち入らない。

第五章 会員

第5条 この会の会員となることができるものは、次のとおりとする。

- (1) 南浦小学校に在籍する児童の保護者
- (2) 南浦小学校に勤務する教員

前項に規定する者は、本会に加入申込書を提出することで、任意加入することができるものとする。本校を離籍するまで、その効力を有する。

退会するときは、退会届を提出する。

第六章 役員および会計監査

第6条 本会に会員の中から次の役員および会計監査を置く。

1. 会長1名 (P) (P=保護者 T=教員)
2. 副会長7名 (P 6 T 1)
〔 校外・避難所担当1名 (P) 〕
〔 行事担当2名 (P) を含む 〕
3. 書記2名 (P 2) 4
4. 会計2名 (P 1 T 1)
5. 会計監査3名 (P 2 T 1)

役員は、立候補によって選任される。

任期は1年とする。但し、再任は妨げないが、連続の任期は2期を限度とする。

会計監査は、会員から選出する。

役員および会計監査は総会の承認を得て決定する。

1号から5号に規定する人数については、標準人数とし、若干の増減の必要がある場合には、役員会で審議、変更することができるものとする。

第7条 役員および会計監査は、次の仕事をする。

1. 会長は、本会を代表し総会、役員会及び定例会を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその代行をする。
3. 校外・避難所担当副会長は、校外・避難所委員会を代表し、会議の運営・活動にあたる。
4. 行事担当副会長は、担当するP T A主催行事の企画・運営を行う。
5. 書記は、定例会その他の議事を記録する。また、本会の運営に必要な書類を作成・管理する。
6. 会計は、本会の金銭の収支を正しく記録し、報告する。
7. 会計監査は、会計を監査し会員に報告する。
8. 学校長は本会の顧問として本会のすべての会議に出席して発言することができる。

第七章 会議

第8条 本会は会議によって運営する。

- 1 総会 2 役員会 3 定例会 4 会計監査会 5 その他必要な会

第9条 総会はこの会の最高決議機関で、次の事項を行う。

1. 前年度活動報告・決算の承認
2. 新役員および会計監査の承認
3. 今年度活動計画・予算案の審議
4. 規約の決定並びに変更
5. その他の重要事項について

第10条 定期総会は毎年1回年度の初めに開催する。

規約改正および重要事項についてはその場で審議し決議する。

総会は会員の3分の1の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数をもって決定する。但し、委任状による出席も認められる。その他役員会又は定例会が必要と認めた場合、もしくは会員の10分の1以上の要請があった場合には臨時総会を開くことができる。総会（定期総会及び臨時総会）の開催にあたって、役員会が必要と認めた場合は、書面総会（全会員家庭対象に書面により賛否を問う形式）として開催することができる。

第11条 役員会は、役員で構成し、原則として月1回開催し、主に以下の内容を審議・決定する。また、必要に応じて臨時役員会を開催することができる。

1. 総会、定例会に付議すべき案件
2. P T Aの運営に関する事項
3. 年度内において必要が生じた予算の補正
4. その他、年度内において必要が生じた年間活動計画の変更等

第12条 定例会は基本的に学期に1回程度開催し、主な会議の内容は以下のとおりとする。

1. P T Aの運営に関する重要事項の審議・決定
2. 役員会からの各種報告
3. 会員間の意見交換

第13条 定例会は役員および会員をもって構成する。

第14条 本会は第2条の目的達成のため、役員会が認めた活動を有志の会員が行う。

第八章 会計

第15条 本会の経費は会員及び賛同者からの協力金その他をもって当てる。

第16条 本会の協力金の額は、1口1,800円とし、年に1口または2口を納付する。協力金の額は総会の承認を得て定める。変更ある時も同様とする。転出を含め途中退会の場合は返金しないものとする。

第17条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第18条 会計監査会は、会計及び会計監査で構成し、1学期末、2学期末には学期末監査会、3月末には決算監査会を開催し、金銭の支出及び管理の適正を確認する。

第19条 会計の帳簿は会員の要求があればいつでも公開しなければならない。

第九章 細則

第20条 本会の運営に関し、別の内規を定めることができる。

第21条 会員の葬儀に際しては弔慰を表す。規定は次の通りに定める。

1. 児 童 香典5,000円
2. 保護者 香典5,000円
3. 教 員 香典5,000円
4. 本規定によりがたい場合および特別の事情の場合は別途協議する。

第十章 改正

第22条 本規約の変更は、総会の出席者の過半数の賛成を必要とする。

第十一章 個人情報

第23条 本会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供、管理および開示については、「個人情報取扱規約」を定め、適正に運用するものとする。

第十二章 付則

第24条 この規約は平成17年4月1日をもって実施される。

平成17年6月7日一部改訂	平成28年4月27日一部改訂
平成18年4月1日一部改訂	平成30年4月25日一部改訂
平成19年4月18日一部改訂	平成31年4月23日一部改訂
平成20年4月1日一部改訂	令和2年4月28日一部改訂
平成21年4月1日一部改訂	令和3年4月28日一部改訂
平成22年4月14日一部改訂	令和4年4月1日一部改訂
平成23年4月27日一部改訂	令和5年4月27日一部改訂
平成24年4月25日一部改訂	令和7年3月14日一部改訂

南浦小PTAのあゆみ

● P T A （昭和 35 年～昭和 48 年）

南浦小設立当初から三鷹市公立学校P T A連合会に加盟し活動していましたが、昭和 48 年 P T A規約の改訂をめぐり対立が生じました。そのため、昭和 49 年以降は休会(凍結状態)となり、学校との連絡事項等、細々と続けていました。

● 世話人会 （昭和 52 年～平成 1 年）

会費を集めることもなく、行事等の活動費は、委員さんの全額持ち出しで行われていました。平成元年には、定例会が開かれ報告書も作成されました。さらに、家庭教育学級では『教師と保護者の懇談会』を開き、低・中・高学年別に話し合いを行いました。また、この年から校庭開放も始められました。

● 保護者連絡会 （平成 2 年～平成 16 年）

会費 65 円でスタートし、平成 4 年 2 月 1 日より規約を作成し実施しました。平成 15 年 2 月、全保護者を対象としたアンケートを行い、保護者のみの会から保護者と教師が連携の取れる会に移行していくことが決まり、12 月には初めての総会を開催し規約の改訂と組織の大幅な変更を行いました。また、平成 16 年 11 月の臨時総会で役員を立候補または推薦で選出することが承認されました。

● 保護者と教師の会 （平成 17 年）

初めて推薦によって役員が選出され、教職員も会員として参加する新しい組織になりました。5 月の定期総会において、三鷹市公立学校P T A連合会に加盟することが承認され、準備を進めるとともにP T A保険にも加入しました。

● P T A （平成 18 年～）

平成 17 年 9 月、三鷹市公立学校P T A連合会に正式加盟、平成 18 年度から会の名称も南浦小P T Aとなりました。またこの年から南浦小地域子どもクラブ実施委員会を置きました。

さらに平成 18 年 11 月保護者連絡会発足時からの正・副会長（年度によっては正・副委員長を含む）によるOB会を発足しました。

令和 4 年度より、南浦小地域子どもクラブ実施委員会はスタッフの増員による安定した運営が可能となり、P T Aから独立し地域団体となりました。

保護者組織のあゆみについては、P T A・世話人会・保連会の前代表・副代表等、当時の様子を知る方にお話をうかがいながら、資料の提供もいただき作成することができました。ご協力ありがとうございました。